

令和6年度東京都北区登録手話通訳者認定試験

令和6年12月20日（金）

東京都北区障害福祉課

この認定試験は、北区が意思疎通支援事業を推進するために実施するものです。

1 受験資格

以下の要件すべてに該当する方

- (1) 身体障害者の福祉に理解と熱意があり、北区の登録手話通訳者として、年間を通じて活動できる方
 - (2) 北区在住または在勤の方
勤務している場合、北区登録手話通訳者として活動することに関して勤務先の理解・了承を得られる見込みの方（区外在住・在勤の方でも、北区手話サークルに所属している方は受験できます）
 - (3) 平成17年4月1日までに生まれた方
 - (4) 現在、他区市町村で手話通訳者の登録をしていない方
 - (5) 本年度、他区市町村で手話通訳試験を受験しない方
- (注) 本試験は北区手話講習会・手話通訳者養成クラス・基礎コース修了程度、手話学習歴3年以上の方を対象としています。

2 選考

- (1) 日時及び会場

日 時	会 場
令和7年2月23日（日） <集合時間> 午前9時30分（予定） <終了時刻> 午後3時00分（予定）	北区役所別館2階研修室にて実施 ◎詳細は令和7年2月3日（月）以降に 発送する受験票でご案内します。

- (2) 試験内容

区 分	方 法
筆 記 試 験	作 文…課題式（出題数は1題） 教養試験…一般教養
実 技 試 験	読み取り…手話による出題を文章で記述する（出題数は2題） 聞き取り…音声を聞いて手話で表現する（出題数は2題） 文章表現…出題された言葉を高齢ろう者にも分かりやすいように手話で表現する（出題数は1題）
面 接 試 験	手話表現を用いての個別面接

(3) 合格者の決定及び発表

筆記試験、実技試験、面接試験の内容を総合的に判断し、合格者を決定します。

令和7年3月3日(月)以降、受験者全員に合否結果を郵送で通知します。

3 受験手続

(1) 申込方法

申込み用紙は令和6年12月20日(金)から王子障害相談係、赤羽障害相談係の窓口で配布します。(令和7年1月15日(水)まで)

次のうち、いずれかの方法でお申し込みください。

方法	申込場所	申込期間
郵送申込	〒114-8508北区王子本町1-15-22 北区役所障害福祉課王子障害相談係 登録手話通訳者認定試験担当宛	令和7年1月6日(月)～ 1月15日(水)(当日消印有効)
	(注) 簡易書留郵便によらないものの事故については責任を負いかねます。	
窓口持参	北区役所障害福祉課 王子障害相談係または赤羽障害相談係	令和7年1月6日(月)～ 1月15日(水)午後5時まで

(2) 受験票の交付

令和7年2月3日(月)以降、受験票を郵送します。令和7年2月14日(金)までに受験票が届かない場合は、王子障害相談係の下記担当者までご連絡ください。

(3) 申込書記入上の注意

- 1 申込書は黒のボールペン等で、記入漏れや間違いのないようご記入下さい。
- 2 住所欄には忘れずに携帯電話もしくは自宅の電話番号をご記入ください。
- 3 下欄の自署欄も忘れずにご記入ください。

(4) その他

- 1 試験終了は午後3時00分を予定しておりますが、受験者それぞれの試験終了時間は異なります。待機時間に食事を摂っていただくことは可能です。必要な方は昼食をご用意下さい。
- 2 試験中は試験官及び職員の指示に従ってください。試験進行の妨げになるような言動や行動がみられた際には口頭注意をし、改善されない場合はその場で失格処分とさせていただきます。

<問合せ先>

〒114-8508 北区王子本町1-15-22

東京都北区障害福祉課 王子障害相談係(北区役所第1庁舎1階3番)

電話 03-3908-1358(直通)

登録手話通訳者認定試験担当 : 森澤、森園、田畑、中尾